

公共図書館における障害者サービスについて

近藤 友子 特任准教授 (KONDO, TOMOKO 共通教育部門)

公共図書館における障害者サービスの歴史的展開の解明、および 対面朗読など音声訳に見られる課題の解消をめざして

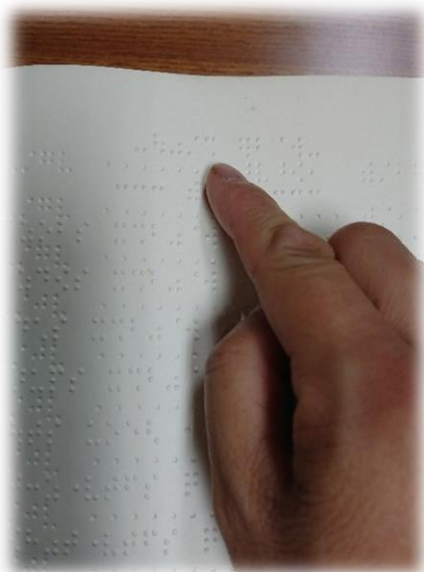
近藤研究室では、公共図書館における障害者サービスについて、その歴史的展開や対面朗読を中心とした音声訳に関する課題等の研究を行っています。

これまでの研究では、公共図書館における障害者サービスのうち、特に視覚障害に関する障害者サービスが進展してきた点について、考察を行ってきました。視覚障害を持ちながら図書館員として障害者サービスを担当している図書館司書の動向や課題に関心を持ち、聞き取り調査を行いながら、障害者サービスをめぐる問題の解消に取り組んでいます。晴眼者（せいがんしゃ）である図書館員との関わりや、障害を持ちながら図書館員として障害者サービスに関わることの意義などを明らかにしたいと考えています。

近年では、視覚障害だけでなく、聴覚障害や発達障害、学習障害などの多様な障害に応じたサービスのあるべき姿についても研究を進めています。障害者サービスは、公共図書館とは館種の異なる図書館においても十分に果たされるべきです。例えば大学図書館では、多様な障害を持つ学生が利用していることから、資料や情報の提供といっ

たサービスを始めとして、大学図書館の役割や機能への期待は大きいと感じています。今後の研究では、大学組織における特別支援室と図書館との協力、支援のあり方についての調査研究にも取り組みたい考えです。

2016年（平成28年）4月1日から「障害を理由とする差別の



写真：広島女学院大学図書館所蔵の点訳資料『新約聖書』を触読する様子（撮影・手：近藤友子）

解消の推進に関する法律」（略：障害者差別解消法）が施行されています。この法律は、障害のあるすべての人を対象としており、障害を理由とした不当な差別的取り扱い禁止と、平等な機会確保のために社会的障壁を取り除く合理的配慮を行う

ことをうたっています。図書館に関しては、図書館員が障害に関する知識や障害者サービスの技術等を身に着けることで、障害のある人の利用を妨げるバリア（障壁）を取り除き、安心して利用できる環境作りを行うこと等が求められています。

近藤研究室では、この社会的な障壁について、「障害」という語の一般的かつ科学的な定義である国際生活機能分類（ICF：International Classification of Functioning, disability and Health、世界保健機構（WHO）制定、2001年）を参考に調査を行う等して、障害者サービスの理想的なあり方を探究してゆく計画です。ICFは、人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類であり、生活機能をプラス面からみるという発想とともに、「環境因子」等の新たな観点を加えた点に特徴があります。近藤研究室では、この「環境因子」という新たな観点を、図書館という場における障害との関わり方を検討したり、環境の未整備による活動制限や参加の制約などの理解を構築したりする上で、役立てられないかと考えています。